

指 名 競 争 入 札 心 得

(非課税対象金額を含む場合)

1 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち、非課税対象金額を除いた金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税対象金額を除いた金額の 110 分の 100 に相当する金額に非課税対象金額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札書記載事項等

入札書には、次のことを記載しなければならない。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書きに「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名（委託業務名）
- (5) あて名（一般財団法人 岩手県建築住宅センター 理事長 とする。）
- (6) 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

3 入札等

- (1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送による入札の場合、入札書は入札日の前日までに必着することとし、委任状は不要とする。
- (3) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退する者を除き、最初の入札における入札者のみとする。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印をしていない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一工事の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした入札
- (10) 共同企業体にあつては、その構成員全員の記名押印をしていない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

5 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

- (2) 入札執行回数は、3 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入

札を打ち切る。

- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるとき、または郵送による入札の場合は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
 - ⑦ 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（入札日の前日まで）に到着するものに限る。）すること。
 - ⑧ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

7 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取りやめることがある。